この度のご不幸に際し、心よりお悔やみ申し上げます。
ご家族がお亡くなりになったときの、市役所の主な手続きをお知らせいたします。

ご葬儀がお済みになっていれば、戸籍の死亡届出の手続きは終了しています。
なお、各世帯の状況により必要な諸手続きがありますので、詳細は各担当窓口へお問い合わせください。

【　福岡県 八女市　】

手続きが必要なもの	担当窓口
3人以上の世帯の世帯主が亡くなったときは、世帯主変更の届出をしてください。	市民課窓口サービス係 ☎ 23－1114
印鑑登録証・住民基本台帳カードをお持ちの方は、死亡届出の後、自動的に廃止されますので、手続きは必要ありません。	
国民健康保険に加入してある方は、保険証、会葬御礼、喪主の通帳をご持参ください。	
国民年金に加入してある方が死亡されたときは、遺族基礎年金・寡婦年金または死亡一時金についてご相談ください。	
国民年金を受けてある方が死亡されたときは、未支給年金請求等の手続きが必要です（国民年金証書、請求者の通帳、マイナンバーの分かるものをご持参ください）。	
通知カード・ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞをお持ちの方は、死亡届出の後も、相続や保険金等の手続きによっては必要となることがありますので保管してください。手続き終了後は、裁断して処分してください。	市民課マイナンバー推進係 ☎ 23－1117
子ども医療証・ひとり親家庭等医療証の交付を受けている方は医療証をお返しください。	子育て支援課こども支援係 ☎ 24－9342
児童手当を受けている方は、届けが必要です。	
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方は、証書をご持参ください。	
死亡された方と同住所に幼稚園・保育所等に入所している児童がいる場合は届けが必要です。	子育て支援課こども保育係 ☎ 23－1351
65歳以上の方、65歳未満で介護保険被保険者証をお持ちの方は、被保険者証をご持参ください。	介護長寿課介護保険係 ☎ 23－1353
後期高齢者医療制度に加入されている方が死亡されたときは、保険証・相続人代表者及び喪主の方の通帳・会葬御礼をご持参ください。	介護長寿課高齢者支援係 ☎ 23－1308
重度障がい者医療証の交付を受けている方は医療証をお返しください。	福祉課障がい者福祉係 ☎ 23－1335
福祉手当・障害児福祉手当・特別障害者手当を受けてある方は、届けが必要です。	
身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳をご持参ください。	
障害福祉サービスを受けてある方は、届けが必要です。	
八女市タクシー・路線バス共通回数券残券の返却が必要です。	防災安全課生活安全係 ☎24－8146

裏面あり

市営住宅に入居していた方は、世帯員異動届の手続きが必要です。	定住対策課住宅係 ☎ 23－2577
「新築マイホーム取得支援補助金」「八女市若年世帯家賃支援補助金」の変更申請書や中止届の提出が必要な場合があります。	定住対策課定住対策係 ☎24－8162
道路、公有水面占有者は、名義変更届の手続きが必要です。	建設課総務管理係 ☎ 23－1971
税の納付については、税務課納税推進係へご相談ください。 亡くなられた方名義の口座振替登録がある場合は、解約の手続きが必要です。	税務課納税推進係 ☎ 23－2666
バイクの125cc以下をお持ちの方は、市のナンバープレートをお返しください。	税務課市民税係 ☎ 23－1113
軽自動車又はバイクの125cc以上をお持ちの方は、名義変更をしてください。	
固定資産（土地・家屋・償却資産）をお持ちの方は「相続人代表者指定届」の手続きをしてください。	税務課固定資産税係 ☎ 23－1112
農地（田・畑）をお持ちの方は、「農地相続時の届出」の手続きをしてください。	農業委員会事務局 ☎ 23－2407
農業者年金を受給されている方は窓口へお越しください。	
死亡された方が犬の飼い主の場合、名義変更を行ってください。	環境課生活環境係 ☎ 23－1462
小中学校・義務教育学校の児童生徒の保護者が死亡された場合は、窓口へお越しください。	学校教育課 学務係 ☎ 23－1954
市の上水道又は公共下水道を使用されている世帯で、名義人の方が死亡された場合は、次の手続きをお願いします。 ・同居されている方がいる場合…使用者等変更届を提出 ・一人暮らしの方が死亡されて、今後使用されない場合…使用中止届を提出 （電話連絡も可）	上下水道局上水道総務係 ☎ 23－1949 上下水道局下水道総務係 ☎ 23－1148
山林をお持ちの方で、相続登記がお済みの方は、「山林の土地の所有者届出」の手続きをしてください。	林業振興課森林再生係 ☎ 23－1168

■手続きの際には次のものを一緒にお持ちください

≪本人確認のための身分証明書≫

※運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど、国または地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）
※顔写真の付いた身分証明書を持っていない場合、健康保険証や年金手帳等の中から二つ以上を用意

≪マイナンバー≫

※個人番号の確認できる書類 （ 通知カード、マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票 ）
※マイナンバーが必要な手続きについては、担当窓口におたずねください。

■相続に関する登記は、下記へご相談ください。

※福岡県司法書士会 （ ☎ 092－722－4131 ）
※福岡法務局 （ ☎ 092－721－4570 ）
※福岡県土地家屋調査士会 （ ☎ 092－741－5780 ）

R5.10.1